

## 出光グループのみなさまへ

# 団体がん保険の ご案内

(団体総合生活保険)

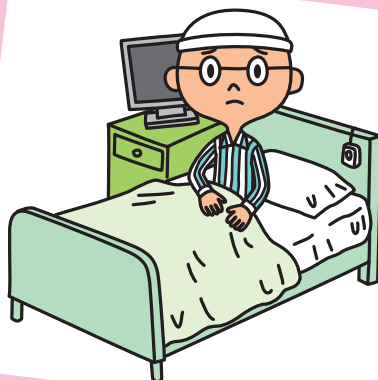
団体割引等  
**37%**  
適用

※団体割引(30%)、損害率による割引(10%)

保険始期日 **2026年1月1日(木)** 2026年3月から毎月給与引去  
\*退職者の方については2026年3月27日(金)口座引落(一時払)



補償例 **がんと診断されたとき**



補償例 **がんで入院したとき**



補償例 **がんで通院したとき**

©東京海上日動

## ご加入内容に関する大切なお知らせ

現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、**ご案内する締切日**までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、**当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容**にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、出光保険サービス(株)へご提出ください。

募集締切日:2025年11月28日(金)

\*その他ご不明な点等ございましたら、出光保険サービス(株)までご連絡ください。

なお、更新時には、保険料が年齢等により変更となったり、保険会社側から加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

### ご加入内容をご確認ください。

今回更新いただく内容の一部改定があります。補償内容の主な改定点はP.2のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書等の記載事項につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、出光保険サービス(株)までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

# がん保険

(団体総合生活保険)

〈(団体割引30%適用、損害率による割引10%適用) 割引率37%〉  
 〈保険期間 2026年1月1日午後4時-2027年1月1日午後4時〉

※保険金をお支払いする主な場合については、後記「補償の概要等」をご覧ください。

もしものがんのリスクに備えて「がん補償」があると安心です。

## 日本の「がん(悪性新生物)」の 総患者数は、約465万人!

一生のうち、おおよそ2人に1人が  
がんと診断されるといわれています。

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

さらに 心配なのは、医療費!

### 医療費・自己負担額の例(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額 ..... 176,620円  
 差額ベッド代他 ..... 133,000円

合計 約30.9万円

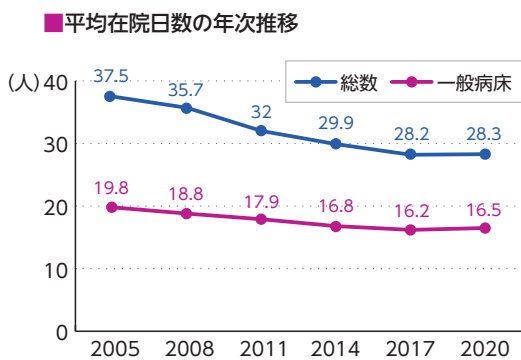
※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

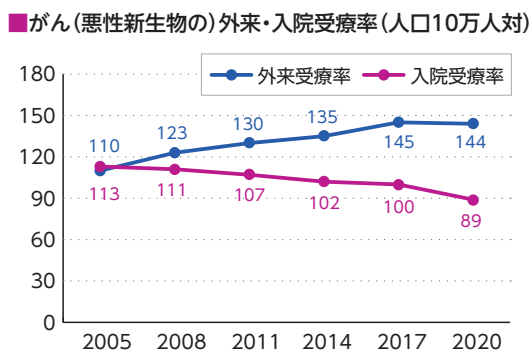
だから まとまった資金と長期の入院への準備ができると安心です。

### 入院日数の短期化



【出典】「令和3年病院報告」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

### 通院によるがんの治療が増加



【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

おすすめ

★まとまった資金の準備に備えたい方 **S100タイプ** がおすすめです。

★入院や通院など治療に応じた補償を手厚くしたい方 **H100タイプ** がおすすめです。

※2026年1月1日現在の保険約款を基に作成しております。ご契約上の大切なことがらがパンフレットに記載されていますので、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

※保険料は、2026年1月1日現在の年齢を基にしています。

※この保険は出光興産(株)を保険契約者とし、出光興産(株)および出光グループ系列会社(※注1)の従業員・役員等を被保険者(保険の対象となる方)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として出光興産(株)が有します。

(※注1)グループ系列会社の範囲については、出光保険サービス(株)までお問い合わせください。

## お知らせ(今年度の変更点)

出光グループ団体契約における損害率が悪化している状況を踏まえ、損害率による割引率が割引15%から10%に変更、保険料が引き上げとなります。

### 【商品改定について】

以下の補償について、下記のとおり改定いたします。

変更する補償	改定項目	概要
がん補償	「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
がん補償	「介護療養型医療施設」の廃止に伴う約款 明確化	介護保険法の改正に伴い2024年3月に廃止されている「介護療養型医療施設」について、約款上の記載を削除いたします。
がん補償	がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。  ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。約款のご請求やご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

# お支払いする保険金の種類 **H100タイプ** 入院日数に関係なく通院保険金をお支払いできるようになりました!

## お支払いする保険金の種類 **S100タイプ**



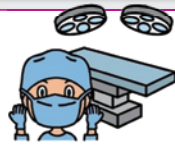
### がんと診断確定 されたら<sup>(※注1)</sup> (診断保険金)

入院の有無にかかわらず一時金をお支払いします。



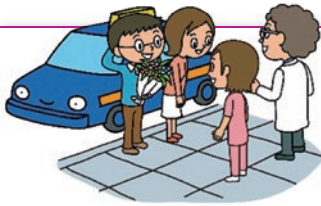
### がんで入院 したら (入院保険金)

入院1日目から1日につき入院保険金日額を  
何日でもお支払いします。



### がんで手術したら (手術保険金)

手術の種類に応じて何回でも<sup>(※注2)</sup>入院保険金日額の  
10倍、20倍、40倍をお支払いします。



### 退院したら (退院後療養保険金)

がんで継続して20日以上入院して、生存して退院されたとき  
退院後の出費に退院後療養保険金をお支払いします。



### 通院したら (通院保険金・通院延長保険金)

がんで入院(日帰り入院も含まれます。)をしたときに、その前後の通院に対して<sup>(※注3)</sup>保険金をお支払いします。がんで三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします<sup>(※注4)</sup>。

※注1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。なお、2回目以降の診断保険金の支払いは、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。

※注2 時期を同じくして\*2種類の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。

\*[時期を同じくして]とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

※注3 1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします。

※注4 通院日数の限度はありません。

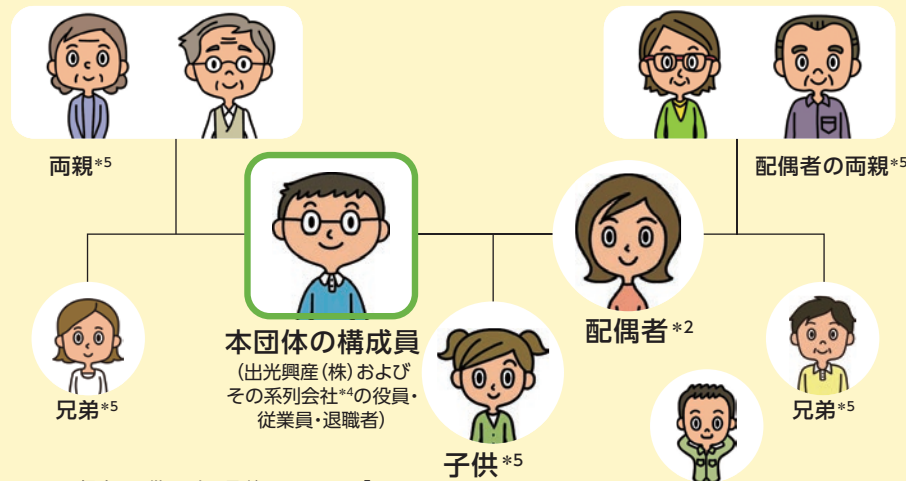
●この保険は、死亡に対する補償はありません。

●この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)編「国際疾病分類-腫瘍学」(NCC監修)第3.1版)に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合\*で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

\*国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版(ICD-O-3.2)院内がん登録実務用」等は含みません。

加入者の範囲	この保険の加入の申込みをされる方(加入者)は、出光興産(株)および出光グループ系列会社の役員・従業員・退職者に限ります。(グループ系列会社の範囲等の加入者の詳細につきましては、出光保険サービス(株)までお問い合わせください。)
被保険者*1の範囲	この保険の対象となる方をお一人ずつ記名していただけます。この保険の対象となる方(被保険者)は、出光興産(株)および出光グループ系列会社*4の役員・従業員・退職者およびそのご家族の方(配偶者*2、お子様、ご両親、ご兄弟および役員・従業員・退職者ご本人と同居されている親族の方*3)に限ります。 (ただし、団体契約の始期日時時点の年齢が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。更新は満90歳までできます。)

## 被保険者本人と成り得る方(本人として加入できる方)\*1



\*5 配偶者、子供、両親、兄弟については、「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」を問わず被保険者本人となり得ます。

本団体の構成員と同居している親族\*3  
(6親等以内の血族または3親等以内の姻族)

\*1 被保険者とは加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

\*2 配偶者:  
法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。  
a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)  
b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。法律上の配偶者については、「同居」を問わず被保険者(保険の対象となる方)になります。

\*3 親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者は含みません。)

\*4 対象となる系列会社については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### メディカルアシスト 自動セット

受付時間\*1 24時間365日

 **0120-708-110**

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。  
※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や  
最寄りの医療機関をご案内します。

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および  
看護師が、緊急医療相談に24時間  
お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急  
病院や、旅先での最寄りの医療  
機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番  
予約制で専門的な医療・健康電話  
相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、  
経験豊富な医師とメディカル  
ソーシャルワーカーがお応えします。

#### 転院・患者移送手配\*2

転院される時、民間救急車や  
航空機特殊搭乗手続き等、一連  
の手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、  
お客様にご負担いただけます。



### デイリーサポート 自動セット

受付時間(いずれも土日祝日、年末年始を除く)

法律相談	10:00~18:00	社会保険に関する相談	10:00~18:00
税務相談	14:00~16:00	暮らしの情報提供	10:00~16:00

 **0120-285-110**

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や  
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

#### 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話で  
わかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務  
に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門  
家が電子メールでご回答します。

#### ホームページアドレス

[www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかり  
やすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合  
があります。

#### 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、  
暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

### 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、  
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間(いずれも土日祝日、年末年始を除く)

電話介護相談	9:00~17:00
各種サービス優待紹介	9:00~17:00

 **0120-428-834**

#### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、  
介護の仕方や介護保険制度等、  
介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)



#### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用  
手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法と  
いった介護に関するご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」  
をご利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおす  
めや専門医療機関のご案内等を行います。

#### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」  
「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を  
支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスも  
あります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。

\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

#### ご注意ください(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

## ● 補償内容(1口あたり)

ご加入はH100タイプ、S100タイプを合算して3口が限度となります。

H100タイプ (本人型)	
診断保険金	100万円
入院保険金	日額 1万円
手術保険金	手術の種類に応じて 10万・20万・40万円
退院後療養保険金	10万円
通院保険金	日額 5,000円
通院延長保険金	日額 5,000円

## ● 保険料(1口あたり)

※保険料は毎年1月1日時点での満年齢を基にしています。(保険料は5歳きざみで変更となります。)

[保険期間1年間 団体割引30%、損害率による割引10%適用]  
91歳以上の方は更新できかねます。

契約年齢 (2026年1月1日 時点満年齢)	H100タイプ	
	現役(月払保険料)	退職者(一時払保険料)
5～9歳	90円	800円
10～14歳	110円	1,170円
15～19歳	90円	910円
20～24歳	90円	910円
25～29歳	270円	2,760円
30～34歳	510円	5,610円
35～39歳	900円	9,860円
40～44歳	1,290円	14,180円
45～49歳	1,870円	20,400円
50～54歳	2,340円	25,550円
55～59歳	3,270円	35,610円
60～64歳	5,070円	55,290円
65～69歳	6,850円	74,780円
70～74歳	9,320円	101,770円
75～79歳	10,520円	114,740円
80～84歳	12,290円	133,940円
85～89歳	13,590円	148,350円
90歳	14,940円	163,030円

※民間の損害保険会社(生命保険を除く)でご加入のがん保険・共済契約の補償額が合算で

「がん入院9万円、がん通院2万円、がん退院後療養40万円」を超える場合はお引受できない場合がございますので、代理店にお問い合わせください。

※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金(既に支払われた保険金を含みます。))についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなりますので、ご注意ください。

## S100タイプ (本人型) 診断保険金のみタイプ

診断保険金

100万円

### ● 保険料 (1口あたり)

※保険料は毎年1月1日時点での満年齢を基にしています。(保険料は5歳きざみで変更となります。)

[保険期間1年間 団体割引30%、損害率による割引10%適用]

91歳以上の方は更新できかねます。

契約年齢 (2026年1月1日 時点満年齢)	S100タイプ	
	現役(月払保険料)	退職者(一時払保険料)
5～9歳	60円	610円
10～14歳	80円	920円
15～19歳	60円	680円
20～24歳	30円	340円
25～29歳	160円	1,700円
30～34歳	280円	3,110円
35～39歳	530円	5,780円
40～44歳	730円	8,010円
45～49歳	1,020円	11,180円
50～54歳	1,280円	13,950円
55～59歳	1,710円	18,620円
60～64歳	2,650円	28,890円
65～69歳	3,550円	38,740円
70～74歳	5,150円	56,230円
75～79歳	5,800円	63,300円
80～84歳	7,070円	77,070円
85～89歳	8,070円	88,070円
90歳	9,090円	99,110円

## 告知の大切さに関する ご案内

# 告知の大切さについて、 ご説明させていただきます。

所得補償・団体長期障害所得補償 (GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方 (被保険者) について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます (更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

\*2 医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方 (被保険者) ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方 (被保険者) **ご自身がありのままにご記入** ください。\*1

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけません** ことがあります。\*2

※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

介護補償にのみ (追加) 加入される場合で、団体構成員のご家族 (団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族) を保険の対象となる方 (被保険者) とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけません ことがあります。

**過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。**

保険金請求時等に、  
**告知内容についてご確認させていただく場合** があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無 (予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療 (投薬の指示を含みます。) の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

以下のケースも告知が必要となります。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償 (GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

よろしく  
願います。



# 健康状態告知書

**がん補償** に新たにご加入される場合には、健康状態の告知が必要です。  
「告知の大切さに関するご案内」をご確認ください。

## 質問①

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか。\*

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

なし

あり

## 質問②

告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

- |                                |                        |                     |
|--------------------------------|------------------------|---------------------|
| ・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)        | ・胸部エックス線検査             | ・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査 |
| ・乳房超音波検査                       | ・子宮頸部の細胞診              | ・便潜血検査              |
| ・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等) | ・CT検査                  | ・MRI検査              |
| ・PET検査                         | ・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体) |                     |
| ・腹部超音波検査                       | ・その他のがん検診              |                     |

②医師の診察の結果、下記【別表】の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

全てなし

1年以上あり

申し訳ございませんが、お引き受けできません。

お引き受けできます。

### 【別表】(がん補償)(お引き受けできない病気や所見・症状)

病気や所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘍*1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポージス)*2、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
	症状*3	しこり、出血(不正出血、咯血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

※1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

※2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。

※3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

**C 健康状態告知書**
以下のご質問をよくお読みいただき、ご回答は「回答記入欄」にご記入ください。
東京海上日動火災保険株式会社
お客様控

がん補償にご加入の方

**質問 1**

今までに「がん」または「上皮内がん」\*1と医師に診断されたことがありますか。

\*1 「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

が	ん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん		上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

なし

なし

**質問 2**

告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

- ・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査) ・胸部エックス線検査 ・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査 ・乳房超音波検査 ・子宮頸部の細胞診
- ・便潜血検査 ・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等) ・CT検査 ・MRI検査 ・PET検査 ・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)
- ・腹部超音波検査 ・その他のがん検診

②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように勧告されたこと

【別表】お引受けできない病気や所見・症状	
ポリプ・しゅよう等	しゅよう*2、結節*2、腫瘍*2(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギスト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリプ(ポリポシス)*3、病理検査や細胞診での異常
消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状*4	しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

\*2 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。  
\*3 大腸などひとつの臓器に多数のポリプが存在する状態をいいます。  
\*4 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

なし

お引受けできます。回答をご記入のうえご署名ください。

**注意事項**

1. 本内容は健康状態に関する回答です。ご加入いただく補償のみご回答ください。ご回答内容・ご署名は加入依頼書に複写されますので、ボールペンでもれなくご記入ください。

2. 加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償と健康状態告知書でご回答いただいた補償とが異なる場合は、加入依頼書のタイプ欄に記載いただいた補償についてのみ、ご加入のお申込みがあったものとして取扱います。

★被保険者本人

	がん補償		
質問	なし	あり	
質問	なし	あり	

⚠ 健康状態告知書の内容、ご加入時の同意内容、「加入依頼書」が保険会社受取人の指定の内容\*5について確認・同意します。  
\*5 弊にお申し込みの日、健康告知書と同意書で添付とります。  
\*6 若しくは本人または法定代理人(未成年者の場合は、親権者・後見人等(被保険者・存続人・遺贈人)の代表者)が全員の同意をいただいたうえで、表紙裏面にてご署名ください。(ご署名)

告知日(ご記入日) 令和      年      月      日

被保険者本人または  
親権者・後見人等  
(ご署名)

**保険の対象となる方  
ご自身をご記入ください**

**必ずご署名ください  
(保険の対象となる方の自署)**

このページは提出不要(お客様控)です。大切に保管してください。  
(「加入依頼書」「原票」「代理店写」をご提出ください。)

AN00047138-02/06 7A1N-0009699

# 〈新規お申し込み用記入見本〉

## 加入依頼書

- ◆1、4についてはご記入漏れが多くなっておりますので、必ずご記入ください。
- ◆加入依頼書は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要です。
- ◆ご家族の追加加入を希望される場合、新しい加入依頼書をお送りいたしますのでご連絡ください。

**必ずご記入ください**

**生年月日・性別をご記入ください**

**1** 1 新規に加入

**2** 住所・電話番号・氏名をご記入ください

**3** 生年月日・性別

**4** 私は左頁(4)の同意内容について「」を確認し、契約者である企業・団体に対して加入(変更、更新しない等)を依頼します。

**必ずご署名ください**  
(契約者自署)(捺印不要)

**5** 1 新規に加入

**6** 保険の対象となる方の氏名・生年月日住所等を記入してください

**7** タイプをご記入ください  
※タイプの考え方はパンフレット3~4ページ参照

**8** 保険料をご記入ください

**前(C)ページにご記入ください**  
※複写されます

がん補償

質問 1	なし	あり
質問 2	なし	あり

告知日(ご記入日) 令和 年 月 日

被保険者本人または  
親権者・後見人等\*6  
(自署)

健康状態告知の内容、ご加入時の同意内容、加入依頼書「がん保険金受取人の指定の内容\*5」について確認・同意します。  
\*5 特にお申し出がない限り、更新前契約と同内容での更新となります。  
\*6 被保険者(本人または家族タイプのお子様)が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の同意をいただいたうえで、被保険者に代わってご署名ください。

01	従業員本人	05	兄弟姉妹
02	配偶者	06	祖父母
03	父母	07	孫
04	子	08	その他親族

被保険者・1回分保険料 円

加入者・1回分合計保険料 円

(注)被保険者明細が複数部の場合は、合計した保険料を記入

項目	コード	内容	項目	コード	内容

旧加入者証券番号 旧明細番号

営業店 代理店/仲立人 契約者(団体)

部数

※更新時のお手続きは別紙「更新のご案内」をご参照ください。



いつでもどこでも  
あなたのそばでサポート。

# 東京海上日動マイページ



——— こんな時にご利用いただけます! ———

## 加入中の契約内容が 一目でわかります



〈確認できる項目〉

- 契約内容の確認
- Web証券、Web約款、Web通知、Web更新案内の確認 (選択された方のみ)
- ご請求内容 (口座振替) の確認



## 契約内容の変更も可能です /

〈変更できる項目〉

- 住所変更受付
- メールアドレス変更・登録
- 自動車保険変更受付 (車両入替・年齢条件・運転者限定変更)
- 生命保険変更 (契約者貸付、メールサービスの変更・登録、払込方法変更、口座情報変更等)
- クレジットカード情報変更・登録および口座変更
- 控除証明再発行受付 等

## 事故の連絡・ 保険金請求が スムーズです



損害保険の事故時のご連絡や、  
生命保険の保険金・給付金請求のご連絡ができます。



## 事故対応の状況確認にも便利です /

- 自動車保険・超保険 (自動車) の事故対応の進捗状況が確認できます。
- 生命保険の保険金・給付金の進捗状況が確認できます。



※ご契約の商品や内容によってご利用いただけるサービスが異なります。

Web証券、Web約款、Web更新案内をご確認いただけますので、ご契約時にぜひご選択ください。

インストール方法は裏面をご確認ください ➡

# インストールはスマホから。いますぐダウンロードできます！

## Step 1

マイページアプリの  
Webサイトに、  
スマートフォンからアクセス



## Step 2

Webサイトのリンクから、  
アプリをインストール※

※直接App StoreまたはGoogle Playから「東京海上日動  
マイページ」と検索してインストールすることもできます。

iPhoneの方



Androidの方



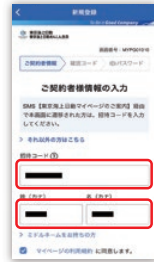
※App StoreはApple Inc.の商標です。Google PlayはGoogle LLCの商標です。

PCやインターネットブラウザからご利用の場合は東京海上日動もしくは東京海上日動あんしん生命のホームページからアクセスをお願いします。

## 招待コードをお持ちの方

### Step 3

アプリを起動し、  
「新規登録」をタップしてください。  
「招待コード」とご契約者の  
「姓名(カナ)」を入力し、  
利用規約に同意してください。



### Step 4

「SMSに確認コードを送信する」  
をタップしてください。  
ご契約の携帯電話に  
「確認コード」が届きます。



### Step 5

ご契約の携帯電話に届く  
「確認コード」を入力してください。



## 招待コードをお持ちでない方

### Step 3

アプリを起動し、  
「新規登録」をタップしてください。  
「それ以外の方はこちら」  
をタップしてください。



### Step 4

「証券番号(加入者証券番号)」と  
「姓名(カナ)」を入力し、  
利用規約に同意のうえ  
「確認コードの送信に進む」を  
タップしてください。



### Step 5

電話番号を選択し、  
「SMSに確認コードを送信する」をタップすると  
ご契約の携帯電話にSMSが届きます。  
届いた確認コードを入力してください。  
※電話番号のご登録がない場合は、電話番号を入力してSMSを  
お受け取りください。



### Step 6

「マイページID(メールアドレス)」と  
「パスワード」を入力し、  
「マイページを登録する」をタップすると、  
ID登録が完了します。



### Step 7

各種設定を行えば登録完了です。

- ログイン方式の設定
- お客様の電話番号登録
- 通知設定



お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

www.tmn-anshin.co.jp

A08-88890 (1) 改定202503

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、補償内容をご確認ください。

※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

**【がん補償】**

保険の対象となる方ががん<sup>\*1</sup>と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。この補償については死亡に対する補償はありません。がん<sup>\*1</sup>と診断確定されたときに、がん<sup>\*1</sup>以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん<sup>\*1</sup>の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

\*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類－腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合<sup>\*2</sup>で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

**【ご注意】** 初年度契約の保険始期前にかん<sup>\*</sup>と診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

がん補償基本特約 + がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）		保険金をお支払いする主な場合
がん診断保険金		保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限りです。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
がん入院保険金		がん <sup>*</sup> と診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにかん <sup>*</sup> 診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
がん手術保険金		がん <sup>*</sup> と診断確定され、その治療のため、保険期間中に <b>所定の手術を受けられた場合</b> ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして <sup>*1</sup> 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん退院後療養保険金		がん <sup>*</sup> と診断確定され、保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、 <b>生存して退院された場合</b> ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
がん通院保険金 ・ がん通院延長保険金		① <b>がん通院保険金</b> がん <sup>*</sup> と診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院（日帰り入院を含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ② <b>がん通院延長保険金</b> がん <sup>*</sup> と診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療 <sup>*1</sup> のための通院（往診を含みます。）をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ▶がん通院延長保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。 ※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院を含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。 ※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院（更新前契約で支払われる通院を含みます。）に対しては、重複してはお支払いできません。 *1 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

※海外で受療した場合、約款で定義された病院等と同程度の医療施設への入院は「入院」と判断されお支払いの対象となる可能性があります。

以下の点にご留意ください。

1. 診断書について、傷病名・初診日・入院日・退院日・手術名・手術日・病院名・医師名等国内と同等の診断書の要件を満たしている事が必要です。
2. 事故による入院の場合は領事館・現地警察が証明した事故状況報告書等で確認させていただく場合があります。
3. 日本帰国後に保険金請求を手続きいただきます。
4. その他、必要に応じて事実確認を行う必要があります。


# 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)


## 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

**ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。**

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### [マークのご説明]

 契約概要  
保険商品の内容をご理解いただくための事項

 注意喚起情報  
ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

## I ご加入前におけるご確認事項

### 1 商品の仕組み

 契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を中止させていただきますことがあります。

### 2 基本となる補償および主な特約の概要等

 契約概要  注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

### 3 補償の重複に関するご注意

 注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください\*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用財産特約
- ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 ●救済者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)
- トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用) ●がん葬祭費用補償特約 ●育児費用補償特約
- 学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●教育継続支援特約

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

### 4 保険金額等の設定

 契約概要

この保険の保険金額\*1は、あらかじめ定められたタイプの中からご選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。

公的保険制度の概要につきましては、

金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、

保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額\*1の増額等はできません。

金融庁ホームページ▶



#### [所得補償・団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額\*1は、平均月間所得額\*2以下(平均月間所得額\*2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額\*3×約定給付率とします。

\*2 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

\*3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。

\*4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

### 5 保険期間および補償の開始・終了時期

 契約概要  注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

#### (1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

 契約概要

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

#### (2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

 契約概要  注意喚起情報

#### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

 注意喚起情報

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たにご加入について、保険の対象となる方の健康状態によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ- 1 告知義務」をご確認ください。

\* 1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。



## 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたりません。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

#### 【告知事項・通知事項一覧】

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

基本補償・特約 項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償	介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救済者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用
生年月日	★* 1	★	★	★	★	★* 2
性別	—	—	★	★	★* 3	—
職業・職務* 4	—	☆	—	—	—	—
健康状態告知* 5	—	★	★	★	★	—

※すべての補償について「他の保険契約等\* 6」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

\* 1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。

\* 2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。

\* 3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。

\* 4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\* 5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

\* 6 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

#### 【所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」（健康状態告知書）】

##### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族（団体構成員の配偶者\* 7、子供、両親、兄弟および団体構成員と同居の親族）を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

\* 7 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。

a. 婚姻意思\* 8を有すること

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

\* 8 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

##### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

##### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\* 9から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\* 10。

●責任開始日\* 9から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\* 11（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

\* 9 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

\* 10 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

\* 11 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

##### ④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。



## 3 保険金受取人



### 【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

\*1 家族型補償（本人型以外）の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

### 【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合\*2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

\*2 家族型補償（本人型以外）の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません（保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。）。

## 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等



#### 【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

#### 【その他ご連絡いただきたい事項】

##### ●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

##### ●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額\*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

\*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます（ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。）。

\*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

##### ●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 【ご加入後の変更】

##### ●すべての補償共通

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

##### ●がん補償

がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意くださいようお願いいたします。

## 2 解約される時



ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
  - ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
  - ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。  
\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。



### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。



### 4 満期を迎えるとき

#### 【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 所得補償  
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通  
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。

この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### 【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### 【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

#### 【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額\*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

\*1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

#### 【更新後契約の補償内容を縮小する場合】

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなる場合がありますので、ご注意ください。

#### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

#### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



- 保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
  - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
  - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
  - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
  - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
  - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
  - ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ([www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp))および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いられません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
  - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
  - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



### 4 保険会社破綻時の取扱い等

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償		

### 5 その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

### 6 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に）《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（介護補償（年金払介護）においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。）

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

\*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
  1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
  2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
  3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター（東京海上日動安心110番）のご連絡先は、後記をご参照ください。

**保険の内容に関するご意見・ご相談等**

**東京海上日動火災保険株式会社**

保険の内容に関するご意見・  
ご相談等はパンフレット等記載の  
《お問い合わせ先》にて承ります。

**指定紛争解決機関**

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター**



東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



**0570-022808** <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時  
(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

**<共同保険引受保険会社について>**

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

**東京海上日動のホームページのご案内**

www.tokiomarine-nichido.co.jp

**事故受付センター**

**(東京海上日動安心110番)**



**0120-720-110**

受付時間：24時間365日

## ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合 | <input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額(自己負担額) |
| <input type="checkbox"/> 保険期間           | <input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法      |
| <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方      |   |

### 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

#### 確認事項

加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。

保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？

加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。

\*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

# memo

A series of horizontal dashed lines for writing.



## 「マイページ」アプリのご案内



マイページ by 東京海上日動

無料  
ダウンロードは  
こちら



スマホやパソコンから、好きな時に、加入者票を閲覧・印刷することができます！  
万が一の事故の際も、スマホやパソコンから、簡単にご連絡・保険金請求のお手続きが可能です！

※「マイページ」は、個人のお客様向けのインターネットサービスです。

## 「いでほっとたより」へのアクセスはこちら

出光保険サービス(株)公式HPで暮らしのお役立ち情報  
「いでほっとたより」を掲載しています！

いでほっとたより

検索

[https://www.idemitsu.com/jp/hoken/useful/index.html?utm\\_source=leaflet&utm\\_medium=leaflet&utm\\_campaign=2023cancer](https://www.idemitsu.com/jp/hoken/useful/index.html?utm_source=leaflet&utm_medium=leaflet&utm_campaign=2023cancer)



## お問い合わせ先・事故時の連絡先

取扱代理店

### ■ 出光保険サービス株式会社

受付時間：月～金 9:30～16:00(祝・祭日、年末年始、5月1日、6月20日を除く)  
最新のお問い合わせ先は弊社ホームページを必ずご確認ください

【新規加入・ご相談希望の方】 MAIL: ihs-soudan@idemitsu.com

(個人保険グループ) 〒108-6211 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティ C棟11階  
TEL: 0120-956-281

(北海道営業所) 〒053-0022 北海道苫小牧市表町5-4-7 苫小牧海晃第一ビル3階  
TEL: 0120-935-729

(千葉営業所) 〒299-0192 千葉県市原市姉崎海岸2-1 出光興産(株)千葉事業所内  
TEL: 0120-975-917

(東海営業所) 〒450-0002 愛知県名古屋市中原区名駅3-25-9 堀内ビル5階  
TEL: 0120-919-073

(関西営業所) 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号 ハービスENTオフィスタワー 18階  
TEL: 0120-982-712

(中国営業所) 〒745-0844 山口県周南市速玉町2-20 出光会館1階  
TEL: 0120-981-042

(九州営業所) 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神3-11-1 天神武藤ビル6階  
TEL: 0120-901-537

【既にご加入頂いている方】 MAIL: hoken@idemitsu.com

(個人保険グループ) 〒108-6211 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティ C棟11階  
TEL: 0120-132-371

【保険金・給付金の請求希望の方】

(お客様サポートグループ) TEL: 0120-989-410

引受保険会社

■ 東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口) グリーンビジネス本部 資源エネルギー営業第二室  
MAIL: tmnf17120535@tmnf.jp